

令和4年9月14日

保護者の皆様

上牧町立上牧第二中学校
校長 苧木 達司

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（お知らせ）

新秋を迎えることとなりました。平素より本校教育の推進に御理解、御支援を賜り厚く感謝申し上げます。

今秋が、お子様の実りの秋になるよう、職員一同、子どもたちの気持ちに耳を傾け、充実した日々
の創造に精一杯努めてまいります。

さて、先日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」の通知が出されました。

「ウイズコロナ」に向けて新型コロナウイルス感染者の療養期間を短縮し、無症状者の最低限の外
出を許容するとした方針です。

これを受けて文部科学省、県教育委員会からも基本的対処方針の変更について連絡がありました
たので、本校においても以下のとおり方針を変更させていただきます。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとします。

(1) 有症状患者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能（登校を可能）とします。
- ・ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能（登校を可能）とします。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能（登校を可能）とします。
- ・ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

なお、現に入院している者については従来の療養期間に変更がありません。また人工呼吸器

等による治療を行った場合については(1)の有症状患者から除かれます。

※ (1)、(2)の「自主的な感染予防行動」とは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等とされています。

※ (2)の検査とは抗原定性検査キットによる検査で自己検査でも差し支えありません。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いてください。

※ 療養期間中、一定の条件のもと、必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされたものの、療養期間中の登校は必要最小限の外出としては認められていません。

感染予防と学校教育活動の両立をめざして、2学期も子どもたちの喜びの声と成長する姿を支えに歩んでまいりますので、どうか今後とも保護者の皆様の温かい御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。